

第2回定例会会議録

令和2年 6月 11日（木）

開 議 午前 10時00分

○議長（五味高明君） おはようございます。これより、会議を再開します。

本日も暑くなることが予想されますので、随時、上着を脱ぐことを許可します。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側も、全員の出席であります。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

――― 日程第1 議案第59号 御代田町環境保全条例に基づく開発行為届出書の

提出を求める調停申立て等について―――

○議長（五味高明君） 日程第1 議案第59号 御代田町環境保全条例に基づく開発行為届出書の提出を求める調停申立て等についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書3ページをお願いいたします。

議案第59号 御代田町環境保全条例に基づく開発行為届出書の提出を求める調停申立て等について。

地方自治法第96条第1項第12号の規定により、御代田町環境保全条例に基づく開発行為届出書の提出を求める調停申立て等について、次のとおり議会の議決を求めます。

1、調停申立てをする相手方の住所氏名は、次のとおりです。

2、申立ての要旨は、昨日の全員協議会において説明したとおりでございます。

3、町は、この調停において目的を達成することができない場合、または必要があると認める場合には、裁判所に御代田町環境保全条例に基づく開発行為届出の提出を求める訴訟を提起することができる。

令和2年6月11日 提出

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第59号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、議案第59号 御代田町環境保全条例に基づく開発行為届出書の提出を求める調停申立て等については、原案のとおり決しました。

- ―――日程第 2 議案第47号 長野県町村公平委員会を共同設置する
地方公共団体の数の減少及び規約の変更について―――
- ―――日程第 3 議案第48号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例案について―――
- ―――日程第 4 議案第49号 御代田町統計調査区及び統計調査員設置条例の
一部を改正する条例案について―――
- ―――日程第 5 議案第50号 固定資産評価審査委員会条例の一部を
改正する条例案について―――
- ―――日程第 6 議案第51号 御代田町介護保険条例の一部を
改正する条例案について―――
- ―――日程第 7 議案第52号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の

一部を改正する条例案について――

――日程第 8 議案第 5 4 号 令和 2 年度御代田町一般会計補正予算案

(第 3 号) について――

――日程第 9 議案第 5 5 号 令和 2 年度御代田町国民健康保険事業勘定

特別会計補正予算案 (第 2 号) について――

――日程第 1 0 議案第 5 6 号 令和 2 年度御代田町後期高齢者医療

特別会計補正予算案 (第 1 号) について――

○議長 (五味高明君) これより 6 月 5 日の本会議において、各常任委員会に付託となり、審議・審査願いました議案、請願について、日程に従い、各常任委員長から報告を願います。

初めに、総務福祉文教常任委員会に付託した日程第 2 議案第 4 7 号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてから、日程第 1 0 議案第 5 6 号 令和 2 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案についてまでを一括議題としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、一括議題とします。

本案について、総務福祉文教常任委員長の審査報告を求めます。

井田理恵総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 井田理恵君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長 (井田理恵君) 1 ページをお開きください。

令和 2 年 6 月 1 1 日

御代田町議会議長 五味高明様

総務福祉文教常任委員長 井田理恵

委員会審査報告書

議案第 4 7 号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

議案第 4 8 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について

議案第 4 9 号 御代田町統計調査区及び統計調査員設置条例の一部を改正する条

例案について

議案第50号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案について

議案第51号 御代田町介護保険条例の一部を改正する条例案について

議案第52号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について

議案第54号 令和2年度御代田町一般会計補正予算案（第3号）について

議案第55号 令和2年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第2号）について

議案第56号 令和2年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（五味高明君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありましたが、議案第54号については、町民建設経済常任委員会にも付託しておりますので、町民建設経済常任委員会の中で報告事項がありましたら、委員長から報告を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

報告事項ないものと認めます。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第47号から第56号については、討論を省略し、直ちに一括して採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成する諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。

よって、議案第47号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、議案第48号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第49号 御代田町統計調査区及び統計調査員設置条例の一部を改正する条例案について、議案第50号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案について、議案第51号 御代田町介護保険条例の一部を改正する条例案について、議案第52号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について、議案第54号 令和2年度御代田町一般会計補正予算案について、議案第55号 令和2年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について、議案第56号 令和2年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第11 議案第53号 御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について―――

―――日程第12 議案第57号 令和2年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案(第1号)について―――

―――日程第13 議案第58号 令和2年度御代田小沼水道事業会計補正予算案(第1号)について―――

○議長(五味高明君) 続いて、町民建設経済常任委員会に付託した日程第11 議案第53号 御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてから、日程第13 議案第58号 令和2年度御代田小沼水道事業会計補正予算案についてまでを一括議題としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、一括議題とします。

本案について、町民建設経済常任委員長の審査報告を求めます。

池田るみ町民建設経済常任委員長。

(町民建設経済常任委員長 池田るみ君 登壇)

○町民建設経済常任委員長 (池田るみ君) 2 ページをお開きください。

令和 2 年 6 月 1 1 日

御代田町議会議長 五味高明様

町民建設経済常任委員長 池田るみ

委員会審査報告書

議案第 5 3 号 御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例案について

議案第 5 7 号 令和 2 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案 (第
1 号) について

議案第 5 8 号 令和 2 年度御代田小沼水道事業会計補正予算案 (第 1 号) につい
て

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定
しましたから、会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

○議長 (五味高明君) 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第 5 3 号から第 5 8 号については、討論を省略し、直ちに一括して採決した
いと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。

よって、議案第53号 御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、議案第57号 令和2年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について、議案第58号 令和2年度御代田小沼水道事業会計補正予算案については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第14 請願第1号 「新型コロナウイルス」感染拡大に伴う

経営支援を求める請願について―――

○議長（五味高明君） 日程第14 請願第1号 「新型コロナウイルス」感染拡大に伴う経営支援を求める請願について。

初めに、総務福祉文教常任委員長の報告を求めます。

井田理恵総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 井田理恵君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（井田理恵君） 3ページをお開きください。

請願審査報告書

審査の結果

（1）採択とすべきもの（処理経過及び結果を請求すべきである）

1. 件名 請願第1号 「新型コロナウイルス」感染拡大に伴う経営支援を求める請願

総務福祉文教常任委員会付託分については、本委員会において、上記のとおり処理することを適当と認める旨決したので以上報告します。

令和2年6月11日

御代田町議会議長 五味高明様

総務福祉文教常任委員長 井田理恵

○議長（五味高明君） ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありましたが、請願第1号については、町民建設経済常任委員会にも付託してありますので、町民建設経済常任委員会の中で報告する事項がありましたら、委員長から報告を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

報告事項がないものと認めます。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

請願第1号は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は、採択であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。

よって、請願第1号「新型コロナウイルス」感染拡大に伴う経営支援を求める請願については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第15 森泉山財産組合議会議員の補欠選挙について―――

○議長(五味高明君) 日程第15 森泉山財産組合議会議員の補欠選挙について

これより森泉山財産組合議会議員の欠員に伴う補欠選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

事務局長に朗読させます。

内堀議会事務局長。

○議会事務局長（内堀浩行君） 5ページをご覧ください。

森泉山財産組合議会議員について次のとおり指名する。

柳澤清英氏、広戸区在住。

任期は、当選の日から令和3年9月30日までであります。

令和2年6月11日

御代田町議会議長 五味高明

○議長（五味高明君） お諮りします。

ただいま議長が指名した柳澤清英氏を地方自治法第118条第3項の規定により、森泉山財産組合議会議員の当選人に定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した柳澤清英氏は、森泉山財産組合議会議員に当選されました。

―――日程第16 閉会中の継続調査の件について―――

○議長（五味高明君） 日程第16 閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務福祉文教常任委員長、町民建設経済常任委員長、議会運営委員長、広報広聴常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、各委員長の申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

―――日程第17 報告第7号 専決処分事項の報告について

（平成30年度町営住宅使用料の還付金の未処理に伴う損害賠償）―――

○議長（五味高明君） 日程第17 報告第7号 専決処分事項の報告についてを議題と
します。

報告理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書1ページをお願いいたします。

報告第7号 専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したの
で、同条第2項の規定により報告いたします。

令和2年6月11日 提出

御代田町長 小園拓志

次の2ページをお願いいたします。

専第12号

専決処分書

地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分指定事項について第1項の規定
により、町営住宅使用料の還付金の未処理に伴い発生した損害賠償の額を定めるこ
とについて、次のとおり専決処分する。

令和2年4月27日 専決

御代田町長 小園拓志

1、支払先は、町営住宅桜ヶ丘団地 退去者2名です。

2、支払内容は、平成30年度町営住宅使用料の還付金の未処理に伴う遅延損害
金です。

3、賠償の概要は、令和2年度への滞納繰越分の調定を起票するにあたり、過年
度収入分を確認したところ、平成30年度に町営住宅桜ヶ丘団地を退去した2名の
家賃について、日割計算した家賃を徴収するところ、月額家賃を徴収したまま還付
していないことが判明したため、令和2年4月27日に還付金に年5%の遅延損害
金を加えて支払いをいたしました。

4、損害金の額は、町営住宅退去者2名に対する遅延損害金1,809円です。

内訳につきましては、下表のとおりでございます。

このたびの私の監督不行き届きにより、町営住宅に御利用いただきました2名の

方並びに町民の皆様、議員の皆様にも多大な御迷惑をおかけいたしましたことに、心よりお詫びを申し上げます。

今後は、このようなことがないように、より一層精進して仕事に取り組み、信頼の回復に努めてまいります。

○議長（五味高明君） 以上で、報告理由の説明を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、専決処分事項の報告を終わります。

―――日程第18 議案第60号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の

給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第18 議案第60号 御代田町特別職の職員で常勤の者等

の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原 浩君 登壇）

○総務課長（荻原 浩君） 追加議案書の4ページをご覧ください。

議案第60号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案について、別紙のとおり提出いたします。

令和2年6月11日 提出

御代田町長 小園拓志

次の5ページ、改め文をご覧ください。

御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（町長等の給料月額の特例）

7、令和2年7月1日から令和2年7月31日までの間における町長及び副町長の給料月額は、次の表に掲げる額とする。

町長 給料月額 65万9,700円

副町長 給料月額 53万7,300円

それぞれ10分の1を1か月間減給するものです。

附則としまして、この条例は、令和2年7月1日から施行する。

次の6ページは、新旧対照表となっております。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、議案第60号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決しました。

―――日程第19 議案第61号 令和2年度御代田町一般会計補正予算案

（第4号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第19 議案第61号 令和2年度御代田町一般会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 追加議案書7ページ、お開きください。

議案第61号 令和2年度御代田町一般会計補正予算案について。

地方自治法第218条第1項の規定により、令和2年度御代田町一般会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

令和2年6月11日 提出

御代田町長 小園拓志

次の補正予算書1ページをお開きください。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,034万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億3,369万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

初めに、歳入でございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、補正額940万円の増額は、特別定額給付金給付事業費補助金となっております。

款19繰入金、項1基金繰入金、2,094万円の増額は、こちらは財政調整基金繰入金となっております。

歳入合計3,034万円でございます。

3ページをお開きください。

続いて、歳出になります。

款2総務費、項1総務管理費の1,034万円の増額であります。国の特別定額給付金940万円、また町単独のみよたん生活応援金94万円の増額です。

これは、4月1日の住民基本台帳人口で予算計上をしていましたそれぞれの給付金につきまして、4月の転入者の増から94名分の増額をお願いするものです。

款4衛生費、項1保健衛生費の2,000万円の増額は、医療機関・介護保険施設医療材料費購入補助金2,000万円の計上でございます。

これは、新型コロナウイルス感染症対策に関し、専門的な知識のある皆様から意見をお伺いするため、御代田町新型コロナウイルス感染症対策専門家協議会を設置

いたしまして、会議の中で施設へのアンケート調査に基づいた提言などを頂いております。この中で医療機関の現状は、感染症の影響を受けて大幅な減収となり、さらに第2波、第3波の流行が予想されることから、新型コロナウイルス関連の医療材料等の確保が課題となっております。

また、抗体検査やPCR検査については、受けたくても受けられない状況があることから、検査を受けられる体制づくりが大きな課題となっております。

今後、この第2波、第3波の流行に備えるため、あわせて町内の医療機関等の新型コロナウイルス感染対策に万全を期し、経営負担を軽減するため、医療機関・介護保険施設医療材料費購入補助金2,000万円を計上したところでございます。

以上、歳出合計につきましては、3,034万円の増額となっております。

説明は以上です。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

市村議員。

○13番（市村千恵子君） 議席番号13番、市村千恵子です。3点お聞きいたします。

7ページの歳出、それから、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費の説明の欄のところにあります、この医療機関・介護保険施設医療材料費購入補助として2,000万計上されているわけですが、先ほどもPCR検査という話もありましたが、全国でこのPCR検査がなかなか進まないことが大きな問題となっている中で、佐久市は5月25日、県の委託を受け、新型コロナウイルス感染症のPCR検査の検体検査を行う外来検査センターを開設しました。ドライブスルー方式で、佐久地域11市町村の住民の検体を採取できるようになっているわけですが、今回、町が独自に補助金を実施する抗体検査、PCR検査実施医療機関への医療資材補助として、昨日の全員協議会では、この2,000万の内訳が示されているわけですが、その医療資材補助としてのこの1,200万円というのは、どういう内容のものに対しての補助なのかということが1点です。

もう1点が、医療材料として町内内科・歯科あわせて12医療機関があるわけですが、1病院・11診療所、それと入所介護保険施設3施設ということで、病院へは100万円、診療所・入所介護施設にはそれぞれ50万円で、また医療資

材として抗体検査、PCR検査実施医療機関への医療資材補助として1,200万円の合計2,000万円計上されているわけですが、これからこの補助金要綱というのを定めるといことなので、1施設当たりの補助上限などの詳細というのは、今後詰めていくことになるのか。

それと、今回出されているこの補助額というのは、減額はあっても増額はないと考えてよいのか、その点について。

3番目として、抗体検査、PCR検査実施医療機関への医療資材補助としてのこの1,200万円というのは、どういったものを想定しての金額なのか、算出根拠を示していただきたいと思います。

○議長（五味高明君） 阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） お答えをいたします。

まず1点目でございます。PCR検査につきましては、県が行う行政検査となっております。現在のところ、この検査を受けるルートとしましては、帰国者・接触者外来を通るルートと、それから地域外来検査センターを通るルートと、二つのルートがございます。しかし、現状では、やはり検査件数が限られている状況でございます。

国におきましては、必要な方は検査を受けられる体制づくりを進めております。県におきましても、同様に、4月当初、1日当たり88件であった検査数、今後、1日当たり300件にすることを目指してございまして、先ほど申しました二つのルートに加えて、医療機関と委託契約を結び、PCR検査を医師の判断で行える体制づくりというものを現在行っておるところでございます。

検査が必要な全ての方が、身近な地域で検査を受けられる体制づくりを構築するため、町内の医療機関で県からのPCR検査を受託する医療機関に対しまして、必要な資材の設置費用等について補助を行う、そういったものでございます。

それから、2点目でございます。補助要綱等についてという御質問でございます。

こちら、すみません、現在、要綱を作成中でございます。

概要としましては、補助額には上限を設けて、対象医療機関、福祉施設から申請をしていただくと。購入結果の報告等を受けて、それぞれ審査を行って交付決定・確定、そういった手順を踏んで交付することを現在考えておるところでございます。

また、補助の総額につきましては、今補正予算案の計上額でございます2,000万円の範囲というふうに考えておるところでございます。

それから、3点目でございます。見積りの内容でございますけれども、今回の予算の見積りに当たりましては、地域医療の現状把握のために実施しました町内医療機関、それから入所を伴う介護保険施設へのアンケート結果の中で、各施設が今後、半年間程度に必要と考える医療材料、医療資材を参考にしてございます。

具体的に申しますが、医療材料の部分につきましては、医療用のマスク——N95マスク、消毒用のアルコール、医療用ガウン、フェイスシールド、そういったものを見込んでおるところでございます。

それから、医療資材のほうでございますが、こちらにつきましては、体温管理システム、テント一式、非接触型の体温計、パルスオキシメーター、人工呼吸器、心電図、血圧モニター、そういったものを見込んでおるものでございます。

ただ、このアンケートにつきましては、現状把握を目的に実施したものでございまして、今回、補助金の交付を目的に各施設に要望を取ったものではございません。町としまして支援が必要と判断し、補助をしていくものでございます。どうか御理解をいただきますよう、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（五味高明君） 市村議員。

○13番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（五味高明君） ほかに質疑のある方ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、議案第61号 令和2年度御代田町一般会計補正予算案については、原案のとおり決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

これにて閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

――町長あいさつ――

○議長（五味高明君） 閉会に先立ち、町長より挨拶を求めます。

小園町長。

(町長 小園拓志君 登壇)

○町長（小園拓志君） 閉会前に、一言御挨拶申し上げます。

本日、追加上程いたしました議案を含め、全て原案どおりでお認めいただきましたことに、心より感謝申し上げます。

まずは、茂木前町政時代を含め、役場の事務ミスが昨年来連続して発覚してきたことについて、任命責任を持つ私と管理監督責任がある副町長が、来月の給料から10%減額させていただくことに関しまして、改めまして、議員の皆様、そして町民の皆様に深くおわび申し上げます。

不祥事が相次ぐときには、その背景に、何かが起きても他人事であり、自分のことではないという、こういった心の動きがあるのではないかと思います。何かが起きるたびに、事務フローの見直し、仕組みの見直し、マニュアルの改定等が行われますし、それは大変重要なことでもあります。

しかしながら、マニュアルにないような少しイレギュラーなことが起きたときに、それでは対応できないことが度々あります。実際、今回も月の途中で町営住宅を退去される等のちょっとしたイレギュラーが原因となっているところがあります。そういったときにどのように対処するか。ひとえに、これは何かイレギュラーなことが起きたときに、これは注意してかからなくてはならないといったようなアンテナを自分の中に高く掲げておくことが大事であろうと思うわけであり、言葉を変えると、危機察知能力を高めておくということではないかと思います。

その上で、これまで長年にわたって担当任せとなっていた各種の事務に関して、係長や課長が不断に目を通し、ダブルチェックをかけていく。これ以外の道はなかなかないものと思います。

ただ、一方で、こういった不祥事が理事者に確実に報告される雰囲気となってきたことは、不幸中の幸いといえますか、今後の役場の前進に期待が持てる要素ではないかとも感じております。

私と副町長の給料減額処分に関しては、これはそれぞれの担当者だけの問題でも、それぞれの課の問題でもなく、役場全体の問題であることを明確にしたいという考えもあります。給料の減額で終わりではありません。これが新たなスタートであります。職員の一人一人が自分のこととしてこれらの問題を捉えることで、今後はこういったミスゼロにしていくことを目指してまいりたいと考えております。

また、町内の医療機関、歯科医院、入所介護施設への医療材料、医療資材の町費負担に関しましては、本日の信濃毎日新聞朝刊に、全県版の記事として紹介していただいております。それだけ県内にもなかなかない画期的な取組であると、私としても自負しているところでございます。

昨日、議案について、あらかじめ全員協議会にてお示ししたところでも、強い賛成の意を述べていただいた議員さんが複数いらっしゃいまして、大変心強く思ったところであります。

新型コロナの第2波、第3波への備えは、大変重要であることは論をまたないものと考えております。そういった中、全員一致して本日お認めいただきましたことに、改めまして感謝を申し上げたいと思います。

こういった施策は、予算をいかに適切に執行するかというところに肝があります。例えば、これを機会に新型コロナに関係ないものまでそろえてしまおうということでは、町民の税金を使うに値しないのは当然のことです。緊急性が高いがゆえに、予算も今のところ、本当の詳細というよりは、若干概括的なものにとどまっているところであります。

しかしながら、そうだからといって役場がフリーハンドを得たということでは、全くありません。後々皆様にしっかりと御説明できるような執行内容にしていくのが当然であると思いますので、御理解を賜ればと思います。

このところ、暑いと思ったら短時間にまとまった雨が降るといったような不安定

な天候が続いております。新型コロナだけでなく、健康を守る種々の工夫を続けながら、議員の皆様、また町民の皆様、夏を乗り切っていただきましたら幸いに存じます。

以上でございます。ありがとうございました。

――閉　　会――

○議長（五味高明君）　これにて、令和２年第２回御代田町議会定例会を閉会とします。

大変お疲れさまでした。

閉　会　午前１０時４５分